

別表二十二付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、申告対象法人（法第82条の22第1項《国内最低課税額に係る確定申告》（法第145条の9《申告及び納付等》）において準用する場合を含みます。以下1において同じです。）に規定する申告対象法人をいいます。）が国内最低課税額に係る確定申告（法第82条の22第1項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「1」から「3」までの各欄の内書には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) 法第82条の19第3項《国内最低課税額》の規定の適用がある場合 同項の規定により同項に規定する政令で定める過去対象会計年度（法第82条第32号《定義》に規定する過去対象会計年度をいいます。(2)において同じです。）における法第82条の19第2項に規定する構成会社等に係る国内最低課税額に含むものとされる金額
 - (2) 法第82条の19第6項の規定の適用がある場合 同項の規定により同項に規定する政令で定める過去対象会計年度における同条第5項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額に含むものとされる金額
- 3 「4」から「12」までの各欄は、法第82条の19第2項第1号イ又は第5項第1号イに掲げる金額がある場合に記載します。
- 4 「帰属割合11」の欄は、法第82条の19第2項第1号イ又は第5項第1号イに規定する政令で定めるところにより計算した割合を記載します。
- 5 「13」から「25」までの各欄は、法第82条の19第2項第1号ロ、第2号イ若しくは第3号イ又は第5項第1号ロ、第2号イ若しくは第3号イに掲げる金額がある場合に記載します。
- 6 「過去帰属割合23」の欄は、法第82条の19第2項第1号ロ又は第5項第1号ロに規定する過去帰属割合を記載します。
- 7 「26」から「28」までの各欄は、法第82条の19第2項第1号ハ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第5項第1号ハ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる金額がある場合に記載します。
- 8 「29」から「36」までの各欄は、法第82条の19第2項第3号ハ又は第5項第3号ハに掲げる金額がある場合に記載します。
- 9 「永久差異調整に係るグループ国内最低課税額29」の欄は、法第82条の19第2項第3号ハ又は第5項第3号ハに規定する控除した残額を記載します。
- 10 「帰属割合35」の欄は、法第82条の19第2項第3号ハ又は第5項第3号ハに規定する政令で定めるところにより計算した割合を記載します。
- 11 共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。）に係る次に掲げる欄の記載に当たっては、それぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) 「我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る(9)の合計額10」の欄 令第155条の71第1項第2号《当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合》に掲げる金額
 - (2) 「(14)の過去対象会計年度において所在地国が我が国であった全ての構成会社等に係る(21)の合計額22」の欄 令第155条の74第1項第2号《共同支配会社等に係る過去帰属割合》に掲げる金額
 - (3) 「我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る(33)の合計額34」の欄 令第155条の76第2号《国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における共同支配会社等に帰せられる割合》に掲げる金額